

埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等（以下「法人」という。）が経営する社会福祉施設の整備を促進するため、法人が独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から借り入れた資金に係る利子（延滞利子を除く。以下「利子」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

ただし、平成15年度以降に政令指定都市及び中核市において、県が所管する施設以外の施設を整備する法人が機構から資金を借り入れた場合を除く。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「社会福祉施設」とは、社会福祉法に定める社会福祉事業（ただし、平成12年度借入分から、養護老人ホームを除く老人福祉施設並びに平成14年度借入分から養護老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設並びに平成31年度借入分から保護施設、社会事業授産施設、児童福祉施設及び精神障害者社会復帰施設を対象外とする。）を行う施設をいう。

(2) 「資金」とは、機構の福祉貸付資金のうち建築資金（ただし、購入を除く。）及び設備備品整備資金をいう。

(補助額)

第3条 補助額は、法人が毎年4月1日から翌年3月31日までに機構発行の償還年次表に基づき償還する利子総額に、この要綱の別表に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(対象期間)

第4条 利子補助の対象期間は、機構に利子の償還を開始した年度から20年間を限度とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年7月末日とし、その提出部数

は1部とする。

3 1法人で借入施設が2つ以上ある場合は、申請を借入施設ごとに行うものとする。ただし、1件の借入れで借入施設が2つ以上ある場合は、この限りでない。

(添付書類)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類は、要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 歳入歳出予算(見込)書抄本

(2) 機構発行の償還年次表の写し

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第8条 この補助金は、精算払いで交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いで交付することができる。

(報告書の様式)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(添付書類)

第10条 規則第13条の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 歳入歳出決算(見込)書抄本

(2) 利子の払込みを証明する書類

(実績報告書の提出時期)

第11条 規則第13条の報告書の提出時期は、当該年度における利子の最終支払日から10日以内とする。

(書類の整備等)

第12条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第 13 条 規則に基づき知事に提出する書類は、補助事業者から直接知事に提出するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 14 条 補助事業者は、様式第 4 号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、平成 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 1 5 年度分の補助金から適用する。

2 社会福祉・医療事業団から独立行政法人福祉医療機構への移行に伴う改正規定については、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 1 7 年 1 1 月 1 日施行)

この要綱は、平成 1 7 年 1 2 月 1 5 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 第2条第1項第1号ただし書の規定にかかわらず、平成31年度借入分について、次のものは補助の対象とする。なお、補助率は別表の「平成14～30年度」欄を適用する。
 - (1) 平成30年度及び31年度の2か年に渡り整備を行うものであって、平成31年度に機構から資金を借り入れるもの。
 - (2) 国庫補助の内示時期により、整備は平成30年度であるが、機構からの資金の借入れが平成31年度となるもの。
 - (3) 平成30年度に機構から資金を借り入れるが、実際の利子の償還は平成31年度から始まるもの。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。